



タイ民商法に関する

改正をまとめました。

概要

タイ民商法BE2556（以下、民商法）の改正法が官報に掲載されました。本改正法は、2023年2月7日に施行され、会社のコーポレートガバナンスや合併スキームに関連する特定の規定を変更しています。主な変更点は下記の通りです。

コーポレートガバナンスに関する改正

- 1. 発起人および最低株主数（民商法 第1097条）**：会社設立の発起人の最低人数が、3名から2名へ改正されました。
- 2. 基本定款の登記の有効期限（民商法 第1099条）**：従前は、基本定款の登記から会社の設立登記までの期限ではなく、一部の会社が基本定款の登記時に使用したい会社名を予約できないケースがありました。このため、改正後の民商法では、基本定款登記後、3年以内に会社設立登記を行わない場合には、登記した基本定款が失効することが明記されました。
- 3. 株券（民商法 第1128条）**：株券には、取締役の署名に加え、少なくとも1名の取締役が社印（該当する場合）を押印することが義務付けられました。
- 4. 電子的方法による取締役会の開催（民商法 第1162/1条）**：付属定款で禁止されている場合を除き、取締役会は電子的方法（オンライン会議など）による開催が認められました。ただし、電子的方法による取締役会の開催は、電子的方法による会議に関する法律に従うことが求められます。

5. **株主総会の招待通知 (民商法 第 1175 条)** : 現行では、株主総会の招集通知は、(1) 地方紙に掲載しかつ、(2) 全株主に対し、配達証明付き郵便で郵送しなければならないこととされています。改正後の民商法では、会社が無記名株式を発行していない限り、招集通知を地方紙に掲載する必要はありません。無記名株式を発行している場合、会社は、引き続き招集通知を地方紙に掲載するか、電子的メディアを通して広告をする必要があり、電子的メディアを通じて広告するための基準は商務省により今後規定されます。
6. **株主総会の定足数 (民商法 第 1178 条)** : 現行では、株主総会を開催するために必要な株主の出席者数は明確に定められていません。改正後の民商法では、株主総会で決議をするためには、株主本人または代理人を問わず、発行済株式数の資本の4分の1以上を有する少なくとも2名の株主が出席する必要があることが定めされました。
7. **配当金支払い (民商法 第 1201 条)** : 現行の民商法には、配当金支払いは、取締役会決議または株主総会決議の日から1ヶ月以内に完了しなければならないという明確な規定はありませんが、改正後の民商法第1201条では、配当金支払いプロセスは1ヶ月以内に完了する必要があることが明記されました。
8. **会社解散の原因 (民商法 第 1237 条)** : 裁判所は、株主が1名のみ(以前は3名未満の株主)の会社に対して、解散を命じることができます。そのため、会社は常に少なくとも2名以上の株主を維持する必要があります。

合併に関する改正

現行の民商法では、会社の「amalgamation (新設合併)」の方法のみ認められています。新設合併は、2社以上の会社を合併させて新たな会社を設立します。合併される会社は解散し、新たな会社が設立されます。

改正後の民商法 第 1238 条では、「merger (吸収合併)」という会社の統合の方法を追加しました。吸収合併においては、2社以上の会社が合併し、吸収した1社のみが存続し、他の会社は解散します(新たな会社は設立されません)。

現行の民商法第 1243 条では、新設合併後の新会社または吸収合併から存続する会社が、合併に関連する会社が保有する全ての資産、負債、権利、義務および責任を引き継ぐことを規定しています。

改正後の民商法では、新設合併または吸収合併の手続きを組込み、以下のように改正しました。

- 新設合併または吸収合併に反対する株主がいる場合の株式買取制度の創設(民商法 第 1239/1 条)。
- 債権者の異議申立期間を、通知を受けた日から、現行の60日から1ヶ月に短縮 (民商法 第 1240/1 条)。
- 会社名、会社目的、登録資本金、基本定款、付属定款などの会社の事項に関する株主による検討 (民商法 第 1240/1 条)。
- 各会社の事業、資産、会計記録、文書、その他の根拠書類を新設合併または吸収合併後の存続会社へ引渡す期間を7日間以内とし、新設合併または吸収合併を登記する期間を14日間以内とした (民商法 第 1240/3 条および第1241条)。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



Vunnipa Ruamrangsri
Korapat Sukhummek

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志
(0 2844 1157/Mobile:08 18220338)
atsushi.uozumi@pwc.com

武部 純
(0 2844 1209/Mobile:08 48747425)
jun.takebe@pwc.com

加藤 夏樹
(0 2844 1268/Mobile:06 59366202)
natsuki.k.kato@pwc.com

松永 大輔
(0 2844 1276/Mobile: 06 14025042)
daisuke.m.matsunaga@pwc.com

木村 洋平
(0 2844 1275/Mobile: 06 55044572)
yohei.a.kimura@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号:(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。



© 2022 PwC. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.



At PwC, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 156 countries with more than 295,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at www.pwc.com.